

令和3年度包括外部監査の結果に係る措置状況
(包括外部監査における「指摘」、「意見」への対応について)

令和4年12月31日時点

特定のテーマ：自然環境に係る財務事務の執行について

1 監査の結果（指摘）関連

項目	区分	No.	指摘等事項	所管部局	措置状況（令和4年12月31日現在）		備考
					区分	概要	
3 補助金	指摘	1	<p>■県と実行委員会との契約関係 負担金は法令または契約等によって地方公共団体が負担するものであるが、今回の監査対象となった協議会に対する負担金に法令上の根拠がない。以下の点を考慮すると、県と協議会の間で契約書締結がないまま負担金を支出するのは不適切と考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協議会は、国や地方公共団体以外の構成者が存在するため、契約書の作成を省略できる場合として会計規則に定める「官公署との契約」に該当するか疑問であること ・ 県が負担する事業リスクの範囲が明らかでないこと 	環境生活部	措置済	監査人からの指摘を踏まえ、令和4年度の負担金支出に当たっては、県と三陸ジオパーク推進協議会の間で負担契約書を締結することとした。	
4 出資法人管理	指摘	2	<p>■支配法人との取引開示 事業団の財務諸表上、県からの損失補償契約（令和2年度末136,800千円）に係る注記が未開示である。「総資産の1%超」（「公益法人会計基準」の運用指針6(2)①イ）の重要性の基準を超えているため、会計基準に基づく注記開示がもれている。</p>	環境生活部（クリーンいわて事業団）	措置済	<p>事業団に対し、今後指摘のような事案があれば、会計基準に基づく注記開示を行うよう指導した。</p> <p>なお、当該損失補償契約は、元利金の償還がない場合に県が不足額の損失を補償する内容であり、令和4年1月の事業団からの償還をもって当該損失補償契約は解消されている。</p>	

※備考欄は措置計画（令和4年8月1日現在）からの変更点である。

2 監査の結果に添えて提出する意見関連

項目	区分	No.	指摘等事項	所管部局	措置状況（令和4年12月31日現在）		備考
					区分	概要	
1 事業評価	意見	1	<p>■人件費の考慮 職員人件費の多くが事務事業評価の対象に含まれていない。職員人件費を考慮せず、評価対象事業に係る効率性や有効性評価が十分に実施可能といえるか疑問である。</p>	環境生活部	措置済	<p>職員人件費は一般行政経費であり、政策的経費に係る事業を対象とした評価制度の対象には含めていない。また、職員の異動等により変動し得る主要事業に係る人件費を政策目標に照らした当該事業の効果の良否の判断に用いることは適切ではないと判断している。 しかしながら、事業の有効性を高める観点から、政策的経費の内容を分析するなどし、引き続き、より一層の効果的な事業の実施に努めることとした。</p>	
1 事業評価	意見	2	<p>■事業目的と成果指標の整合性 県が掲げる「成果を重視する行政の推進」の観点から、評価対象事業に設定された成果指標の妥当性が問題となるが、以下の成果指標が設定されている事業は、報告書本文に記載のとおり、より適切な成果指標の設定が可能と考えられる。 成果指標名「ニホンジカの捕獲数」「イノシシの捕獲頭数」「エコショップいわて認定店舗数」「事業者等の3R推進の取組に対する支援実施件数」「海ごみゼロウィーク期間中に河川・海岸の清掃活動を行う団体数」「融資件数」「市町村・民間防災拠点等施設再生可能エネルギー等導入促進事業費補助件数」「勉強</p>	環境生活部	措置済	<p>成果指標については、政策、事業の政策体系を踏まえ、事業目的の達成に向けた活動によって得られる直接的な成果をはかる指標として、測定可能な客観的なデータにより指標を設定している。 今後の指標設定においても、監査人の意見を踏まえながら、引き続き、事業目的に立ち返り、事業目的と成果指標との整合性が図られるように取り組むこととした。</p>	
1 事業評価	意見	3	<p>■事業費と成果指標の整合性 事業費の過半が看板（ウェルカムボード）設置費である一方、三陸ジオパーク学習会・講演会等の参加者数などの成果指標が設定されている。三陸ジオパークを活用し、三陸の復興、津波防災等の国内外への情報発信や来訪者の受入態勢整備を推進するという当該事業の目的を考慮すれば、事業費と成果指標が不整合の印象。</p>	環境生活部	措置済	<p>事務事業評価の指標（目標）については、評価対象事業の成果を的確に表しているか等について、制度所管課である政策企画課の確認を受けており、適切な指標設定であると考えている。 令和4年度三陸ジオパーク推進強化事業費に係る指標の設定に当たっては、監査人からの意見を踏まえ、事業費と成果指標の整合性に留意の上、設定を行うこととした。</p>	
1 事業評価	意見	4	<p>■効果測定の実施 個別検出事項「1（2）事業目的と成果指標の整合性」に記載した事業に関し、包括外部監査人が合理的と考える成果指標に対し、効果測定が行われていない事業が検出された。当該事業に係る効果を測定せず、評価対象事業に係る効率性や有効性の評価が可能とは考え難い。</p>	環境生活部	措置済	<p>事務事業評価の指標（目標）については、評価対象事業の成果を的確に表しているか等について、制度所管課である政策企画課の確認を受けており、その指標に対して評価を行うことで、効果的、効率的な事業推進が図られていると判断している。 今後の事務事業評価においても、効果的、効率的な事業推進に向けた評価となっているか精査を行うこととした。</p>	
1 事業評価	意見	5	<p>■目標設定水準の十分性 県の事務事業評価では、評価対象事業ごとに設定した成果指標の目標値と実績値の比較により達成度を判定している。目標値と実績値の対比で事業評価が行われるため、評価対象事業に係る効率性や有効性の評価の実効性の観点から、目標設定水準の十分性が問題となるが、環境学習交流センター管理運営費、三陸ジオパーク活用強化事業費は現状維持とする目標設定がなされており、より適切な水準の設定が可能ではないかと考える。</p>	環境生活部	措置済	<p>事務事業評価の指標（目標）については、評価対象事業の成果を的確に表しているか等について、制度所管課である政策企画課の確認を受けており、適切な指標設定であると考えている。 今後の指標設定においては、監査人からの意見にも留意しながら、目指す姿などを踏まえ、目標水準を設定することとした。</p>	
1 事業評価	意見	6	<p>■単位当たりコストの考慮 単位当たりコストを考慮していない事業が検出された。単位当たりコストを考慮せず、評価対象事業に係る効率性や有効性を評価した根拠が不明確である。</p>	環境生活部	措置済	<p>事務事業評価の対象事業に係る効率性、有効性は、投入コストの前年度との比較や活動内容指標及び成果指標を評価することにより、適切に評価できていると考えているが、引き続き、効率性、有効性の適切な評価に努めていくこととした。</p>	

2 監査の結果に添えて提出する意見関連

項目	区分	No.	指摘等事項	所管部局	措置状況（令和4年12月31日現在）		備考
					区分	概要	
1 事業評価	意見	7	<p>■評価結果の合理的根拠 県の事務事業評価では、「活動内容指標」及び「成果指標」の状況を評価（a、b、c）した上で、必要性、有効性等を考慮して、今後の方向（拡充、継続、廃止など）を決定しているところであるが、評価結果・説明の合理的根拠が不明確な評価対象事業が検出された。</p>	環境生活部	措置済	<p>事務事業評価の指標（目標）については、評価対象事業の成果を的確に表しているか等について、制度所管課である政策企画課の確認を受けており、適切な指標設定であると考えている。 今後の指標設定においては、より実態に即した指標の設定を検討するなど、事業の効果測定に適切な指標となっているか精査の上、設定を行うこととした。</p>	
1 事業評価	意見	8	<p>■大規模事業評価の実施方法 公共関与型産業廃棄物最終処分場整備事業に係る大規模事業評価では「基本設計後」の事前評価のみで、「基本構想作成後」の事前評価が行われていない。例外的取扱いである基本設計後のみの事前評価を認める根拠が明らかでなく、当該大規模事業評価の実施方法を適切と判断する根拠が不明確である。</p>	環境生活部	措置済	<p>「基本構想作成後」時点では、事業内容等（大規模事業評価対象要件）が未定であったため大規模事業評価の対象外であった。「基本設計後」時点で事業内容が具体化されたことから、制度所管課である政策企画課と調整を図った上で大規模事業評価の対象と判断したものであり、制度の運用上適切な取扱いであると判断している。 今後、同様の事業構想がある場合は、引き続き「知事が行う政策等の評価に関する条例」に基づき、適正に対応していくこととした。</p>	
1 事業評価	意見	9	<p>■内部統制基本方針とリスク評価の整合性 内部統制におけるリスク評価は個々の自治体の実情に応じて実施するものであるため、必ずしもガイドラインに例示された評価項目のみによる内部統制のリスク評価が十分とは限らない。県の内部統制基本方針に掲げる「業務目的の達成に向け、効率的かつ効果的に業務を遂行するため、リスクの分析や自律的なチェック機能、業務プロセスの可視化に取り組みます」とリスク評価に不整合が生じていないか懸念される。</p>	総務部	措置済	<p>必要に応じ、リスク評価を行い、点検項目等の改善を図ることとする。</p>	
2 契約	意見	10	<p>■損失補償契約 県は事業団及びその借入先との3者間で、事業団の借入金返済が不能となり、借入先が損失を被った場合に県がその損失を補償する契約（損失補償契約）を締結しているが、債務保証との相違が分かりにくい規定になっており、保証契約と同一視されるおそれがあるものと考えられる。</p>	環境生活部	措置済	<p>当該契約は「損失補償契約」であり、財政援助制限法が禁止する債務保証でなく適切なものであると判断している。当該契約については、令和4年1月の事業団からの償還をもって解消されているが、今後同様の事案があれば、事務手続きのより一層の適切性・透明性の確保に向け、その契約の目的や効果等を踏まえ、適切な検討を行うこととした。</p>	
2 契約	意見	11	<p>■PFI導入検討の十分性 新たな公共関与型産業廃棄物最終処分場の運営主体について、県では平成27年9月に事業団を事業主体として決定しているが、代替手法の1つと考えられるPFI方式との比較検討が不十分だったのではないかと懸念される。</p>	環境生活部	措置済	<p>東日本大震災津波による災害廃棄物の受入れにより現処分場（いわてクリーンセンター）の埋立期間が短縮され、次期処分場整備を前倒しする必要があったため、時間的制約から、PFI事業導入可能性調査を実施できなかったところである。 今後、同様の事業を行う場合は、関係部局と調整を図った上で、引き続き「岩手県PPP/PFI手法導入指針」に基づきPFI手法導入の検討を行うこととした。</p>	

2 監査の結果に添えて提出する意見関連

項目	区分	No.	指摘等事項	所管部局	措置状況（令和4年12月31日現在）		備考
					区分	概要	
2 契約	意見	12	<p>■無利子貸付 県は、次期最終処分場の整備に当たり、事業団に対して無利子で資金貸付を行っている。無利子貸付は貸付先に対する利息相当額の補助と同等の経済効果を有するものであるから、寄附又は補助と同様、公益上の必要性が認められるかどうかの問題となるが、非適債の資金貸付に係る利息といえども、最終処分場の供用開始後の事業収益（廃棄物処理委託料）で賄う性質のものと考えられるため、県が事業団に無利子貸付する公益上の必要性が認められるか疑問である。</p>	環境生活部	措置済	<p>次期最終処分場の整備は、県の施策である循環型地域社会の形成（産業廃棄物の適正処理、自県内処理）に不可欠であること、処理料金の値上げの抑制による産業振興や安定的な法人運営に寄与する必要があったことから、公益上の必要性の高い事業である。 そのため、非適債の資金については、関係部局と協議のうち、無利子で貸付けることとしたところである。引き続き、公益上の必要性を精査した上で適正な利率を設定していくこととした。</p>	
2 契約	意見	13	<p>■無償貸付け 県が事業団に対して行っている公有財産の無償貸付けについて、無償貸付けは例外的なものであり、適正な対価による有償貸付けを検討することが重要である。</p>	環境生活部	措置済	<p>えさしクリーンパークについては、産業廃棄物処理モデル施設整備事業に対する支援事業として、地元と県との合意に基づき整備した経緯があり、県が無償で支援することが適当であるとして条例の規定に基づいて貸付けを行ってきたものである。今後、施設の様態や状況などが著しく変更となった場合には、今回意見も踏まえながら、その時点における効率的な施設運営が可能となるよう検討することとした。</p>	
2 契約	意見	14	<p>■県の事業リスク負担の明確化 県は国の了解事項に基づき、旧松尾鉱山から発生する抗廃水の中和处理事業を実施している。中和处理施設の老朽化が進んでおり、施設更新が想定されるものの、個別施設計画における更新計画が明らかではない。県としてやむを得ない状況にあるとはいえ、県の事業リスク負担が不明確である現状は好ましくないと考える。</p>	環境生活部	措置済	<p>新中和処理施設は、稼働から40年を経過しているものの、国庫補助金を受け、耐震工事・メンテナンスを確実に実施してきており、維持管理上の問題は生じていない。 これまで、国に対して十分な予算措置や事故等不測の事態への対応など、政府予算要望のほか、五省庁等連絡会の開催により課題の共有を図っているところであり、大規模修繕など将来に向けての対応についても議論を進めていく。</p>	
2 契約	意見	15	<p>■委託管理の十分性 指定管理鳥獣（ニホンジカ・イノシシ）捕獲等業務委託に関し、個別検出事項「1（2）事業目的と成果指標の整合性」に記載のとおり、本件事業の目的は個体数の適正化や被害軽減と考えられるが、県全体の被害額は増加しているため、効果的な委託管理が行われているかどうかの問題となる。捕獲計画と捕獲実績についてのモニタリングが十分とはいえず、効果的な委託管理が行われているといえるか疑問である。</p>	環境生活部	措置済	<p>直近数年の捕獲実績等を考慮し、目標捕獲数を設定しており、受託者から毎月捕獲状況の報告を受け、捕獲の実施状況に応じて目標捕獲数の引き上げを行っていることから、業務の進捗管理は適正に行っていると認識している。 今後については、監査人の意見を踏まえ、個体数適正化及び農林業被害軽減に向けて、適切な委託管理に取り組むこととした。</p>	
2 契約	意見	16	<p>■自治体間の連携方策の検討余地 県では、青森・岩手県不法投棄事案に係る原状回復の一環として現場汚水処理事業を実施している。本事案では岩手県エリアと青森県エリアに区分し、両県が別々に法に基づく行政代執行を実施しているが、組織運営の合理化・規模の適正化の観点から、1つの不法投棄現場を両県が別々の事業者と契約し、原状回復工事を実施する現行方式に実質的な意義があるといえるか疑問である。</p>	環境生活部	措置済	<p>青森・岩手県境不法投棄事案に係る原状回復事業において、今後、他自治体との連携方策の可能性が考えられる場合、県単独方式とのメリット比較を検討し、検討結果の記録を保管することとした。</p>	
3 補助金	意見	17	<p>■収益事業に対する補助 県では、事業団が行う施設整備事業に要する経費について補助を行っているが、事業団の長期収支計画上、次期最終処分場に事業採算性が見込まれるため、施設整備費補助に対する公益上の必要性が認められるかどうかの問題となる。補助金額に対する審査を厳正に実施する必要があるのではないか。</p>	環境生活部	措置済	<p>次期最終処分場の整備は、県の施策である循環型地域社会の形成（産業廃棄物の適正処理、自県内処理）に不可欠であり公益上の必要性の高い事業であることから補助しているところである。今後も引き続き整備事業完了まで補助金額に対する審査を厳正に実施していくこととした。</p>	

2 監査の結果に添えて提出する意見関連

項目	区分	No.	指摘等事項	所管部局	措置状況（令和4年12月31日現在）		備考
					区分	概要	
3 補助金	意見	18	<p>■事業効果の検証の十分性 県では「再生可能エネルギー設備導入等推進基金」を活用し、防災拠点等への再生可能エネルギー設備導入事業を実施している。本件事業では計画の成果目標が掲げられているため、計画と実績の比較検討による事業効果の検証が行われているかどうか問題となるが、対象施設数が全体の3%（11/329施設）に過ぎない熱利用施設が、事業効果であるCO2削減量全体の97%（44,332/45,840 t-CO2）を占めているのは不自然と考えられるため、計画の成果目標と実績の比較分析による事業効果の検証が十分に実施されているといえるか疑問である。</p>	環境生活部	措置済	<p>再生可能エネルギー設備の導入により、熱利用施設におけるCO2の削減実績が当初計画の目標値と比較して、大幅に上回る実績となったものだが、熱利用施設については、特にCO2削減効果が大きいものであり、実績は正確なものだと認識している。今後、同様の事業計画を策定する際には、目標値と実績との大幅な乖離が生じないように精査のうえ、目標値を設定する。</p>	
4 出資法人管理	意見	19	<p>■代替性評価の十分性 個別検出事項「2（2）PFI導入検討の十分性」に記載のとおり、新処分場整備計画においてPFI方式と県出資法人方式の比較検討が十分に行われていない。PFI方式は公共関与を確保しつつ、民間活用する方式と考えられるため、PFI導入検討が十分に行われていないことは、結果的に代替性の検討も不十分であったことと同義と考える。</p>	環境生活部	措置済	<p>東日本大震災津波による災害廃棄物の受入れにより現処分場（いわてクリーンセンター）の埋立期間が短縮され、次期処分場整備を前倒しする必要があったため、時間的制約から、PFI事業導入可能性調査は実施できなかったところである。 今後、同様の事業を行う場合は、十分に検討できる時間を可能な限り確保のうえ、PFI手法導入を含めた多様な事業形態について検討を行うこととした。</p>	
4 出資法人管理	意見	20	<p>■職員派遣の必要性 県は事業団に多くの職員を派遣しているため、職員派遣の必要性が問題となるが、新処分場整備計画においてPFI方式と県出資法人方式の比較検討が十分に行われていないことや、派遣先である事業団において、派遣の必要性に関する経営意思決定の手続きが不明確であることを考慮すると、県の基本方針である「適正化に配慮」がなされているとは言い難い。</p>	環境生活部	措置済	<p>県が事業団に事業主体を要請し、事業団からその要請を承引する際、県に対し人員体制の確保等の要望等を受けたことを踏まえ、出資等法人管理の所管課である行政経営推進課に確認の上で、県の施策への貢献、処分場建設工事の適切な実施のために職員派遣を行っているものである。 引き続き適正化に配慮した上で、県の施策が適正に推進できるよう、職員派遣の必要性等を検討し、適切に対応していくこととした。</p>	
4 出資法人管理	意見	21	<p>■派遣職員の人件費負担 派遣元である県が派遣職員の人件費を負担するのは例外的取扱いであるから、県の人件費負担の適切性が問題となるが、事業団への派遣職員の従事業務の大半が事業団の収益事業に関わるものであり、当該人件費は事業団の事業収益で賄う性質のものと考えられることから、事業団への派遣職員の人件費負担で公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（以下「派遣法」という。）の例外規定に該当するとの判断根拠が不明確である。</p>	環境生活部	措置済	<p>派遣職員の人件費は、県の施策である循環型地域社会の形成の推進に係る業務に従事するものとして出資等法人管理の所管課である行政経営推進課に確認の上で、派遣法第6条第2項に該当するものとして、県が負担してきたところである。 今後の職員派遣においても、引き続き、派遣先における従事業務の実態及び効果に留意し、人件費負担の適否を検討することとした。</p>	
4 出資法人管理	意見	22	<p>■無償による業務支援 県から事業団への派遣職員他、事業団からの要請に基づき、県職員5名が事業団業務に従事しているが、無償による業務支援の妥当性が問題となる。業務従事の違い（専従か兼務か）以外に実質的な相違がなく、無償による業務支援は派遣法の趣旨に反するおそれが考えられる。よって、個別検出事項「4（3）派遣職員の人件費負担」と同様、無償による業務支援の妥当性の判断根拠は不明確である。</p>	環境生活部	措置済	<p>業務支援は、次期最終処分場の整備にあたり、県及び事業団が密接かつ一体的な業務推進の必要性から、必要最小限の時間に限り事業団の業務に従事しているものであり、出資等法人管理の所管課である行政経営推進課に確認の上で、適切に取り扱っているところである。 今後、同様の事業を実施する場合は、PFI手法導入の検討を含む代替性の評価に十分配慮し、業務支援を行う場合は、引き続き必要性等を精査して行うこととした。</p>	

2 監査の結果に添えて提出する意見関連

項目	区分	No.	指摘等事項	所管部局	措置状況（令和4年12月31日現在）		備考
					区分	概要	
4 出資法人管理	意見	23	<p>■無償取引の情報開示 出資法人の運営評価に係る「県の財政的関与」欄には、貸付金、損失補償、補助金は開示されているものの、職員派遣人件費の県負担等、無償取引に関する情報開示が行われていない。県と事業団の間で無償取引が存在する点を考慮すれば、無償取引に関する情報の未開示は情報公開の推進という県の基本方針と整合しているとは言えない。</p>	総務部	措置済	職員派遣人件費の県負担等に係る情報開示については、開示する場合の課題や問題点などの整理を今後進めた上で、開示情報とすることがどうか慎重に検討し、運営評価実施要領の見直しなど取扱いを整理する。	措置予定→措置済
4 出資法人管理	意見	24	<p>■引当金の計上方法 財務諸表に対する注記事項の1つである重要な会計方針に「引当金の計上基準」があるが、その中に特定災害防止準備金に関する記載がない。埋立終了後に発生する維持管理費は、埋立期間中の収益で賄う性質の費用と考えられるため、事業団の会計上、費用収益対応の観点から、引当金の計上方法の妥当性が問題となる。令和元年度における必要見積額の見直しの合理性や適時性が不明確であるため、当該見直しが「誤謬の修正」か「会計上の見積りの変更」かの判断が困難である。埋立進捗率（86%）と必要額に対する引当計上割合（63%）の乖離の合理的根拠を確認できないため、事業団の財務諸表上、引当金の計上不足を否定できない。</p>	環境生活部（クリーンいわて事業団）	措置済	事業団では、引当金の計上について、国の基準等を踏まえて適正に処理しており、また、財務諸表の透明性の観点から、令和3年度の財務諸表に対する注記として「特定災害防止準備金に係る引当金の計上基準」に関する記載を追加したところである。引き続き、財務諸表の透明性を図るため、本意見も参考に整理することとする。	
4 出資法人管理	意見	25	<p>■減価償却費の計上方法 埋立終了後の事業期間に係る正味財産増減額△1,583百万円の主要因は、当該期間に計上される減価償却費1,683百万円であるため、固定資産の減価償却方法の適否が問題となるが、埋立終了後の事業期間に負の正味財産増減額が多額に生じるのは不合理であり、減価償却費の計上不足が懸念される。</p>	環境生活部（クリーンいわて事業団）	措置済	事業団では、減価償却費の計上方法について、法人税法が定める法定耐用年数等に基づき適切に処理しており、埋立終了後の維持管理期間においても事業（水処理施設等の稼働）を継続する必要があるため、減価償却費をこの期間に計上することが妥当と判断している。引き続き、財務諸表の透明性を図るため、本意見も参考に整理することとする。	
5 監査結果の措置	意見	26	<p>■改善措置の十分性 包括外部監査結果の措置計画における全ての「措置済」の内容について、改善措置が行われた具体的根拠が明らかでないため、「措置済」かどうかが明確ではないと考える。</p>	総務部	措置済	監査報告書における指摘・意見について、措置計画を作成し、公表しているが、本意見も参考に、より実効性のある改善計画となるよう、留意することとする。	
II 成果を重視する行政の推進と県民への説明責任	意見	27	<p>■県が取り組むべき課題 行政活動を目的化せず、効果（成果）を検証できるよう、より一層の事業評価制度を充実させることが県民の視点に立った成果を重視する行政経営に寄与すると考える。また、県は、監査による監視機能を高めていく必要性を認識していることから、よりの確なりリスク評価と対応が効率性・有効性の観点をより重視した内部統制評価に寄与すると考える。</p>	総務部	措置済	県では、政策評価の仕組みに基づくマネジメントサイクルを確実に機能させ、また、内部統制制度の導入により、事務処理の適正性・透明性の確保に取り組んでいるもの。本意見も参考に、必要に応じ、これら制度の充実・強化を図ることとする。	

※備考欄は措置計画（令和4年8月1日現在）からの変更点である。